

県税のしおり

<県税シリーズNo.2-1>

自動車税(環境性能割・種別割)

平成31年度(この制度は、令和元年10月1日以降のものです。)

令和元年10月1日の消費税・地方消費税率引上げの際に、従来の自動車税(軽自動車税)・自動車取得税が次のとおり改正となります。



改正の概要

自動車取得税が廃止となり、自動車の取得段階の税として、県税である自動車税と市町税である軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されます。

これに伴い、従来の自動車税は自動車税種別割に、軽自動車税は軽自動車税種別割に改められ、さらに自動車税種別割は、自家用乗用車の税率も改められます。

また、消費税・地方消費税率引上げに係る負担感の緩和のため、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得される自家用乗用車の税率は、1%引き下げられています。

	令和元年9月30日まで			令和元年10月1日以降	
	自動車の取得	自動車の保有		自動車の取得	自動車の保有
自動車 (軽自動車を除く)	自動車取得税 【県税】	自動車税 【県税】	➡	自動車税【県税】	
				環境性能割	種別割
軽自動車		軽自動車税 【市町税】		軽自動車税【市町税】	
				環境性能割	種別割

※軽自動車税環境性能割は市町税ですが、当分の間は県が事務を代行します。

今回の改正により、事務の流れや問い合わせ先に変更はありません。

※自動車税・軽自動車税の環境性能割については、中予地方局課税課(運輸支局駐在)にお問い合わせください。

自動車税環境性能割

1 納める人

自動車を売買、贈与等により取得し、県内に主たる定置場を定めた人です。
(従前の自動車取得税と同様です。)

2 納める額

自動車の取得価額×下記区分に応じた税率

区 分			税 率		
			自家用		営業用
			期間①	期間②	期間①②
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5t以下）、又は平成21年排出ガス基準10%低減）			非課税	非課税	非課税
乗 用 車	クリーンディーゼル乗用車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合）		非課税	非課税	非課税
	ガソリン車	「★★★★」かつ「令和2年度燃費基準+20%」達成車	非課税	非課税	非課税
		「★★★★」かつ「令和2年度燃費基準+10%」達成車	非課税	1%	非課税
	ガソリンハイブリッド車	「★★★★」かつ「令和2年度燃費基準」達成車	1%	2%	0.5%
		LPG車	2%	3%	1%
	上記以外		2%	3%	2%

(注)★★★★:「平成30年排出ガス基準50%低減」又は「平成17年排出ガス基準75%低減」達成

※期間①：令和元年10月1日から令和2年9月30日

期間②：令和2年10月1日以降

(消費税・地方消費税率引上げに係る負担感の緩和のため、期間①の間に取得される自家用乗用車の税率は、1%引き下げられています。)

3 課税標準額の軽減

先進安全自動車（ASV（衝突被害軽減ブレーキや車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置を搭載したバス・トラック））やバリアフリー対応バス・タクシーの取得（新車新規登録のみ）に対しては、課税標準軽減の特例措置があります。

4 市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割の44.65%は県内の市町に交付されます。

■ 環境性能割についてのお問い合わせ先 ■

中予地方局課税課（運輸支局駐在） ☎089-957-6621
(松山市森松町 1075-2 自動車会館内) FAX089-957-6626

自動車税種別割

1 納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。（従前の自動車税と同様です。）

2 納める額

令和元年10月1日以降に初回新規登録された自家用乗用車の年税額は、次のとおりとなります。

令和元年9月30日以前に初回新規登録された自家用乗用車や、自家用乗用車以外の自動車の年税額は、従前の自動車税と同様です。

【令和元年10月1日以降初回新規登録・自家用乗用車】

自家用乗用車 総排気量	年税額	参 考	
		従前の年税額	差 引
1,000cc以下	25,000円	29,500円	△4,500円
1,000cc超 1,500cc以下	30,500円	34,500円	△4,000円
1,500cc超 2,000cc以下	36,000円	39,500円	△3,500円
2,000cc超 2,500cc以下	43,500円	45,000円	△1,500円
2,500cc超 3,000cc以下	50,000円	51,000円	△1,000円
3,000cc超 3,500cc以下	57,000円	58,000円	△1,000円
3,500cc超 4,000cc以下	65,500円	66,500円	△1,000円
4,000cc超 4,500cc以下	75,500円	76,500円	△1,000円
4,500cc超 6,000cc以下	87,000円	88,000円	△1,000円
6,000cc超えるもの	110,000円	111,000円	△1,000円

【従前の自動車税（自家用乗用車を除く）】

乗 用 車	区 分	年 税 額	
	総 排 気 量	営業用	自家用
	1,000cc以下	7,500円	—
	1,000cc超 1,500cc以下	8,500円	—
	1,500cc超 2,000cc以下	9,500円	—
	2,000cc超 2,500cc以下	13,800円	—
	2,500cc超 3,000cc以下	15,700円	—
	3,000cc超 3,500cc以下	17,900円	—
	3,500cc超 4,000cc以下	20,500円	—
	4,000cc超 4,500cc以下	23,600円	—
	4,500cc超 6,000cc以下	27,200円	—
	6,000cc超のもの	40,700円	—

ト ラ ク	最 大 積 載 量	営業用	自家用
	1 トン以下	6,500円	8,000円
	1 トン超 2 トン以下	9,000円	11,500円
	2 トン超 3 トン以下	12,000円	16,000円

ト ラ ク の う ち 乗 車 定 員 が 4 人 以 上 貨 客 兼 用 車	最大積載量	総排気量	営業用	自家用
	1トン以下	1,000cc以下	10,200円	13,200円
		1,000cc超 1,500cc以下	11,200円	14,300円
		1,500ccを超えるもの	12,800円	16,000円
	1トン超 2トン以下	1,000cc以下	12,700円	16,700円
		1,000cc超 1,500cc以下	13,700円	17,800円
		1,500ccを超えるもの	15,300円	19,500円

【自動車税種別割の納付について】詳しくは愛媛県ホームページで御確認ください。

○クレジットカードでの納付について

ヤフー株式会社が運営するウェブサイト『Yahoo!公金支払い』からクレジットカードで納付ができます。
ウェブで『ヤフー 公金支払』と検索、またはスマートフォンで下記のQRコードを読み込んでください。
※税額その他に、1台の納付につき300円(税別)の決済手数料がかかります。
※「納付番号(14桁)」「確認番号(6桁)」の記載がある納税通知書に限り納付が可能です。
※納税証明書は送付されません。車検が近い方は金融機関、コンビニ等から納付してください。



○スマートフォン決済アプリでの納付について

今年度から、スマートフォン決済アプリ『PayB』、『ヤフーアプリ(ヤフーウォレット)』及び『LINEPay』で納付できるようになりました。
※コンビニ収納用バーコードが印字されている納税通知書に限り納付が可能です。
※納税証明書は送付されません。車検が近い方は金融機関、コンビニ等から納付してください。

○納税通知書での納付について

納税通知書裏面に記載している金融機関、コンビニエンスストア及び各地方局県税窓口で納付することができます。
〔※クレジットカード、決済アプリ及びコンビニエンスストアの納付については、6月30日まで御利用いただけますが、納期限を過ぎて納付されますと、納付時期によっては督促状が届く場合があります。〕

○口座振替での納付について

金融機関、各地方局県税窓口に申込用紙を用意しておりますので、用紙に記載の上、金融機関にお申込みください。1月末までに申し込みされますと、その年の5月から口座振替できます。

自動車税種別割のグリーン化税制について

環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。

○平成31年度の税率が下がる自動車(平成30年4月1日～平成31年3月31日に新車新規登録された下記自動車) ※令和2年度からは、通常の税率が適用されます。

対象・要件等				平成31年度の税率
乗用車	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)、クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合)			標準税率より概ね75%軽減
	ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)	平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準+30%達成 令和2年度燃費基準+10%達成	標準税率より概ね50%軽減
重量車等(バス・トラック)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)			標準税率より概ね75%軽減

※「〇〇年排ガス規制〇〇%低減かつ〇〇年度燃費基準+〇〇%達成」等の要件に該当するかは、車検証で確認できます。
※軽減対象車名は、国土交通省HP(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)で確認できます。

○税率が上がる自動車 ※抹消登録(廃車)されるまで適用されます。

対象・要件等		平成31年度の税率
ディーゼル車	平成20年3月31日以前に新車新規登録した自動車	標準税率より概ね15%重課
ガソリン車・LPG車	平成18年3月31日以前に新車新規登録した自動車	

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外です。
※バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課されます。

自動車税種別割に関するお問い合わせ先

【種別割に関すること】	【納付及び納税証明書に関すること】	FAX番号	管轄市町
東予地方局課税課 ☎0897-56-1300	東予地方局税務管理課 ☎0897-56-1300	0897-56-0716	新居浜市・西条市・四国中央市
	今治支局税務室 ☎0898-23-2500	0898-25-4100	今治市・上島町
中予地方局課税課 ☎089-909-8754	中予地方局税務管理課 ☎089-909-8752	089-915-0671	松山市・伊予市・東温市・久万高原町 松前町・砥部町
	南予地方局税務課 ☎0895-22-5211	0895-22-7590	宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町
南予地方局税務課 ☎0895-22-5211	八幡浜支局税務室 ☎0894-22-4111	0894-22-4135	八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

登録についてのお問い合わせ先

愛媛運輸支局登録部門 松山市森松町1070番地 ☎ 050-5540-2076